

小美玉市告示第190号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第19条第1項の規定により、小美玉都市計画防火 地域及び準防火地域を決定したので、同法第20条第1項の規定に基づき告示し、同条第2項の 規定に基づき、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

平成28年10月4日

小美玉市長 島田 穣



1 都市計画の種類

準防火地域 (羽鳥駅周辺地区)

- 2 都市計画を決定する土地の区域
 - (1) 羽鳥駅周辺地区
 - ア 準防火地域
 - (ア) 追加する部分

小美玉市大字羽鳥字東平, 字東裏の各一部

3 縦覧場所

小美玉市都市建設部都市整備課

小美玉都市計画 防火地域及び準防火地域の決定(小美玉市決定)

都市計画防火地域及び準防火地域を次のように決定する。

種類	面積	備考
準防火地域	約 2.7ha	新規決定地域 約 2.7ha

[「]位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

用途地域を近隣商業地域に変更することから、都市防災機能の充実・強化のため、準防火地域を指定する。

